

ウイルスバスターモバイル販売規約

(規約の適用)

第1条 UQコミュニケーションズ株式会社またはUQモバイル沖縄株式会社（以下「当社」といいます。）は、このウイルスバスターモバイル販売規約（以下「本規約」といいます。）により、トレンドマイクロ株式会社が著作権等の権利を有し、「ウイルスバスターモバイル月額版」の名称で提供するソフトウェア製品及びそれに付随する各種情報等（以下総称して「本サービス」といいます。）を販売します。

(定義)

第2条 本規約で使用する用語の意味は、本規約に別段の定めがない限り、当社が別に定めるUQ mobile通信サービス契約約款で定義する用語の意味に従うものとします。

2 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 利用契約	本規約に基づき当社から本サービスを購入するための契約
2 契約者	当社と利用契約を締結している者
3 会員契約	UQ mobile通信サービス契約約款に定めるUQ mobile契約であって、利用契約の申込みの際現に当社とその申込みをした者との間に締結されているもの

(本サービスの提供主体)

第3条 本サービスは、トレンドマイクロ株式会社が提供します。

(契約の単位)

第4条 当社は、1の会員契約ごとに1の利用契約を締結します。

(申込者の条件)

第5条 利用契約の申込みをすることができる者は、現にUQ mobile契約を締結しているUQ mobile契約者とします。

(申込みの方法)

第6条 利用契約の申込みは、当社所定の方法により行っていただきます。

2 前項の場合において、利用契約の申込みをしようとする者は、本規約のほか、トレンドマイクロ株式会社が定める「ウイルスバスター モバイル 月額版 使用許諾契約書」（以下「ライセンス契約」といいます。）に同意のうえで申し込んでいただきます。

(申込みの承諾)

第7条 当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込内容に虚偽事項、誤記又は記入漏れがあるとき。

(2) 利用契約の申込みをした者が、本規約により生じる債務の支払いを怠るおそれがあるとき。

(3) 利用契約の申込みをした者が、UQ mobile通信サービス契約約款に定める利用停止の要件に該当し、UQ mobile通信サービスの利用を停止され、又はそのUQ mobile契約を解除されたことがあるとき。

(4) 利用契約の申込みをした者が本規約又はライセンス契約に違反したことがあるとき。

(5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

4 利用契約は、当社がウェブページにその申込みを受け付けた旨を表示した時点で成立するものとします。

5 前項の場合において、当社は、その翌日以降に順次、ソフトウェアのダウンロードに必要な情報を、当社が別に定める方法により閲覧することができるものとします。

6 ライセンス契約は、利用契約と同時に成立するものとします。

(利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第8条 契約者が利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、第三者へ譲渡することができません。

(契約者が行う利用契約の解除)

第9条 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、利用契約は、当社にその通知が到達した日を含む料金月の末日をもって終了します。

(当社が行う利用契約の解除)

第10条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対し何ら催告等を行うことなく、その利用契約を解除できるものとします。

(1) 契約者が本規約に違反したと当社が判断したとき。

(2) 契約者がライセンス契約に違反したとトレンドマイクロ株式会社が判断したとき。

(3) ライセンス契約が終了したことを当社が認知したとき。

(4) その他利用契約を継続することが不相当と当社が判断したとき。

2 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

(利用契約の終了)

第11条 利用契約は、前2条によるほか、UQ mobile契約が終了したときは、その事象が発生し

た日を含む料金月の末日をもって終了するものとします。

2 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

(本サービスの利用停止)

第12条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対し何ら催告等を行うことなく、その契約者による本サービスの利用を直ちに停止できるものとします。

(1) 契約者が本規約に違反したと当社が判断したとき。

(2) 契約者がライセンス契約に違反したとトレンドマイクロ株式会社が判断したとき。

(3) UQ mobile 通信サービス契約約款の定めによりその契約者のUQ mobile 通信サービスの利用を停止したとき。

(4) その他当社又はトレンドマイクロ株式会社が何らかの緊急性を認めたとき。

2 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

(月額利用料金の支払義務)

第13条 契約者は、利用契約が成立した日を含む料金月から起算してその利用契約が終了した日を含む料金月までの期間について、下表に定める月額利用料金を支払っていただきます。なお、月額利用料金の日割りは行いません。

区分	料金額 (税抜額)
月額利用料金	1 利用契約ごとに月額290円

(月額利用料金の支払い)

第14条 当社は、本規約に別段の定めがない限り、月額利用料金の減額及び免除並びに受領済みの月額利用料金の返金を行いません。

2 契約者は、対象商品の購入により生じた債権について、当社が基本使用料に合算して料金回収会社に譲渡することを承諾していただきます。

3 前項の場合において、当社は、その譲渡した債権をUQ mobile 通信サービスに関する料金とみなしてUQ mobile 通信サービス契約約款の規程を適用します。

(本規約の変更)

第15条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、合理的と認められる範囲で本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本規約によります。

2 当社は、本規約を変更する場合は、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

(本サービスの販売の終了等)

第16条 当社は、原則として事前に当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法で契約者に通知することにより、本サービスの販売を中止し、又は終了することができるものとします。

(免責)

第17条 当社は、本サービスの購入に関連して契約者が被った損害等について、当社の故意又は重大な過失により発生した場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

(合意管轄裁判所)

第18条 本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第19条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附 則

この規約は、平成27年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。

附 則

この改正規定は、令和2年3月18日から実施します。

ただし、この改正規定中、本規約を変更した場合の周知に関する部分については、令和2年4月1日から実施します。